

栃木県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の公表等について、必要な事項を定めるものとする。

(基準日及び実施期間)

第2条 実施要綱の基準日は毎年4月1日とし、実施期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(報告の対象となる事業者)

第3条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第18号。以下「障総則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し障害福祉サービス等情報の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

(情報の報告)

第4条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）を通じて知事に報告することとする。なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告することができる。

2 報告の内容は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については障総則第65条の9の8別表第1号及び別表第2号又は児福則第36条の30の4別表第2及び別表第3に掲げる項目とし、基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者については障総則第65条の9の8別表第1号又は児福則第36条の30の4別表第2に掲げる項目とする。この場合において、障総則第65条の9の10の都道府県知事が必要と認める事項は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業者にあつては栃木県自立支援協議会等への報告状況及び同協議会等による評価状況等とする。

3 報告の開始日は、施行日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、平成30年度は平成30年8月1日（翌年度以降は知事が別に定める日）とす

る。また、施行日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日とする。

- 4 報告の期限は、施行日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、平成30年度は平成30年8月31日（翌年度以降は知事が別に定める日）とする。また、施行日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日から1か月以内とする。
- 5 報告は、年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更があった時はその都度知事に報告する。

（情報の公表）

第5条 知事は、実施要綱に基づき事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類及び事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

- 2 公表の方法は、インターネットによるものとする。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。